

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

環境部長及び各部の次長で構成される「環境管理委員会」において、本計画の進行管理や関連施策などの総合的な調整を行い、具体的な取組みの実施などについては、関係部署と相互連携を図りながら計画を推進していきます。

(2) 市民・事業者との連携体制

①情報の提供

本計画の進行管理に関する情報などについて、市民・事業者が使いやすいよう配慮した上で、市ホームページや広報誌などを通じて積極的に提供するように努めます。

②交流の場の創出

市民・事業者からの環境に関する情報や専門意見などを施策に反映させるため、イベントや会合など、市民・事業者との交流の場の創出に努めます。

③アンケート調査の実施

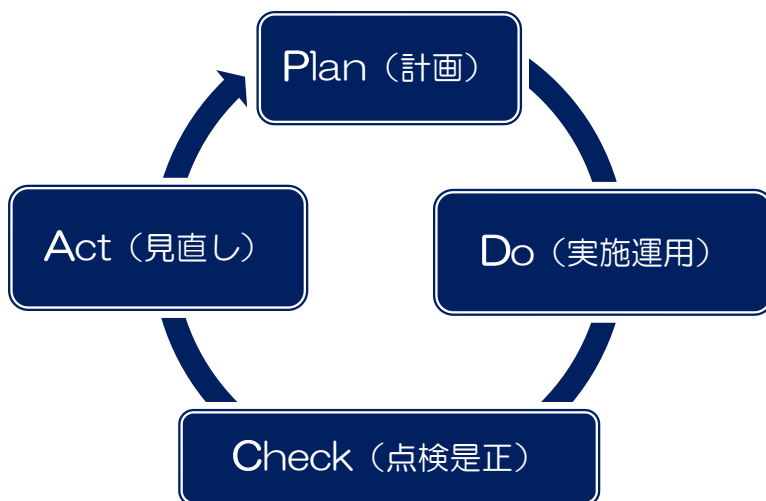
本計画の進行管理や環境の状況などについて、広く市民・事業者からの意見を聴き、計画の見直しや施策に反映させるため、アンケート調査を実施します。

第2節 計画の進行管理

(1) 進行管理手法

本計画の実効性を高め、かつ的確に進捗状況を把握するため、環境マネジメントシステムにおけるPDCAサイクルの手法を活用した進行管理を行います。

<PDCAサイクルのイメージ>



(2) 八戸市環境審議会

市長の諮問機関であり、本計画に関する事項及びその他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項について調査審議を行う「八戸市環境審議会」において、本計画の推進に関する評価や見直しを行います。

(3) 年次報告書

本計画の進捗状況や当市の環境の状況、環境施策の実施状況などを明らかにした年次報告書「八戸の環境」を毎年作成し公表します。

(4) 中間評価について

本計画の期間が平成25年度からの10年であることから、平成29年度に中間評価を実施し、改定版を作成しました。